

第 11 回食育推進全国大会福島県実行委員会設置要綱（改正前）

（名称）

第 1 条 本会は、第 11 回食育推進全国大会福島県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 実行委員会は、平成 28 年度に開催する第 11 回食育推進全国大会（以下「全国大会」という。）を円滑に開催することを目的とする。

（協議事項）

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- （1）全国大会の総合企画に関すること
- （2）全国大会の開催および運営に関すること。
- （3）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（構成）

第 4 条 実行委員会は、別表 1 に掲げる団体及び組織の役職員をもって構成する。

（役員）

第 5 条 実行委員会に、次の役員を置く。

会長 1 名
副会長 2 名
監事 2 名

2 会長は、福島県知事をもって充てる。

3 副会長及び監事は、委員の互選により選出する。

（役員職務）

第 6 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 監事は、会計を監査する。

（任期）

第 7 条 会長、副会長、監事及び委員の任期は、実行委員会が設立された日から第 12 条の規定により解散する日までとする。

（会議）

第 8 条 実行委員会の会議は、会長、副会長、監事及び委員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を議決する。

- （1）実行委員会設置要綱の制定及び変更に関する事項
- （2）全国大会の基本方針に関する事項
- （3）事業計画及び予算に関する事項
- （4）事業報告及び決算に関する事項
- （5）その他必要な事項

2 会議は、必要に応じて会長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 会議は、会長が議長を務める。

4 委員が会議に出席できないときは、委員の所属機関又は団体から代理人を出席させ、又は議決権の行使を委任することができる。

- 5 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 6 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見又は説明を聴くことができる。
- 7 会長が必要と認めるときは、委員に対し、書面により意見を求め、その回答をもって会議の審議に代えることができる。
- 8 前項の規定に関わらず、会長は、緊急を要するときは、会議で審議すべき事項を専決することができる。なお、専決した事項については、次の会議に報告するものとする。

(部会)

第9条 第3条の協議事項を具体的に協議するため、実行委員会の下に部会を設置する。

- 2 部会は、別表2に掲げる実行委員会に所属する運営責任者・担当者等により構成する。
- 3 部会に座長を置き、各部会において互選により選出する。
- 4 部会は、座長が招集し、必要に応じ構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第10条 実行委員会の事務を処理するため、福島県食育推進庁内連絡会議に事務局を設置する。

(経費)

第11条 実行委員会の経費は、負担金及びその他収入をもって充てる。

(解散)

第12条 実行委員会は、第2条の目的を達成した後、速やかに事業報告及び決算報告を行い、解散する。

(残余財産)

第13条 全国大会終了後、残余財産がある場合は、福島県に帰属するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月26日から施行する。

別表1(第4条関係)

[委員名簿]

No.	職名	区分	所属	役職
1	委員	学校関係	国立大学法人福島大学	行政政策学類教授
2			公立大学法人福島県立医科大学	災害医療総合学習センター副センター長
3			郡山女子大学・短期大学部	学長
4			桜の聖母短期大学	生活科学科食物栄養専攻責任者
5			福島学院大学短期大学部	教授
6			公立大学法人会津大学短期大学部	学部長
7			学校法人永和学園 日本調理技術専門学校	教務部長
8		医療・保健等関係	一般社団法人福島県医師会	常任理事
9			一般社団法人福島県歯科医師会	会長
10			一般社団法人福島県薬剤師会	会長
11			公益社団法人福島県栄養士会	会長
12			一般社団法人福島県歯科衛生士会	会長
13			公益社団法人福島県看護協会	会長
14			公益社団法人福島県食品衛生協会	会長
15			一般社団法人福島県調理師会	会長
16		福島県食生活改善推進連絡協議会	会長	
17		保育・学校関係	福島県国公立幼稚園・こども園長会	会長
18			福島県保育協議会	会長
19			福島県小学校長会	事務局長
20			福島県中学校長会	事務局長
21			福島県高等学校長協会	家庭部会長
22			福島県PTA連合会	会長
23			公益財団法人福島県学校給食会	事務局長
24			福島県学校給食研究会	会長
25		全国栄養教諭・学校栄養職員協議会福島県支部	支部長	
26		農林水産関係	福島県農業協同組合中央会	常務理事
27			福島県漁業協同組合連合会	代表理事会長
28		観光関係	公益財団法人福島県観光物産交流協会	理事長
29		商工関係	福島県商工会連合会	会長
30			福島県商工会議所連合会	会長
31			福島県中小企業団体中央会	会長
32		福島県食育応援企業団	福島ヤクルト販売株式会社	常務取締役
33		報道関係	株式会社福島民報社	代表取締役社長
34			福島民友新聞株式会社	代表取締役社長
35			株式会社時事通信社福島支局	支局長
36			日本放送協会福島放送局	局長
37			株式会社ラジオ福島	代表取締役社長
38			株式会社エフエム福島	代表取締役社長
39			福島テレビ株式会社	代表取締役社長
40			株式会社福島中央テレビ	代表取締役社長
41		株式会社福島放送	代表取締役社長	
42		株式会社テレビユー福島	代表取締役社長	
43		行政機関等	東北農政局	局長
44			福島県市長会	常務理事兼事務局長
45			福島県町村会	事務局長
46			郡山市	市長
47			郡山市教育委員会	教育長
48			福島県教育委員会	教育長
49			福島県	知事
50	事務局	危機管理部 災害対策課	課長	
51		危機管理部 原子力安全対策課放射線監視室	室長	
52		企画調整部 企画調整課	課長	
53		企画調整部 地域振興課	課長	
54		生活環境部 消費生活課	課長	
55		保健福祉部 健康増進課	課長	
56		保健福祉部 食品生活衛生課	課長	
57		保健福祉部(こども未来局) 子育て支援課	課長	
58		商工労働部(観光交流局) 観光交流課	課長	
59		商工労働部(観光交流局) 県産品振興戦略課	課長	
60		農林水産部 農業振興課	課長	
61		農林水産部 農産物流通課	課長	
62		教育庁 健康教育課	課長	
63		県中地方振興局	局長	
64		県中保健福祉事務所	3 所長	

別表2(第9条関係)

[部会名簿]

No.	職名	区分	所属	役職	
1	総務部会	学校関係	国立大学法人福島大学	行政政策学類教授	
2		医療・保健関係	公益社団法人福島県看護協会	会長	
3		商工関係	福島県商工会連合会	事務局長	
4			福島県商工会議所連合会	福島商工会議所総合企画部次長	
5			福島県中小企業団体中央会	事務局長	
6		行政機関等	福島県市長会	主幹	
7			福島県町村会	総務課長	
8			郡山市	地域保健課長補佐	
9			郡山市教育委員会	学校管理課指導主事	
10			福島県教育委員会	健康教育課指導主事	
11			事務局	企画調整部 企画調整課	
12		企画調整部 地域振興課			
13		保健福祉部 健康増進課			
14		農林水産部 農産物流通課			
15		教育庁 健康教育課			
1	企画部会	学校関係	郡山女子大学・短期大学部	家政科食物栄養専攻教授	
2			桜の聖母短期大学	生活科学科食物栄養専攻准教授	
3			公立大学法人会津大学短期大学部	准教授	
4				准教授	
5				学校法人永和学園 日本調理技術専門学校	教務部長
6		医療・保健関係	一般社団法人福島県医師会	常任理事	
7			一般社団法人福島県歯科医師会	理事	
8			一般社団法人福島県薬剤師会	常務理事	
9			公益社団法人福島県栄養士会	会長	
10		保育・学校関係	福島県小学校長会	幹事	
11			福島県中学校長会	庶務	
12			公益財団法人福島県学校給食会	主任栄養技師	
13			福島県学校給食研究会	栄養士部会長	
14			全国栄養教諭・学校栄養職員協議会福島県支部	副支部長	
15		会員			
16		農林水産関係	福島県農業協同組合中央会	組織経営部長	
17			福島県漁業協同組合連合会	参事兼指導部長	
18		観光関係	公益財団法人福島県観光物産交流協会	物産部長兼産品振興課長	
19		福島県食育応援企業団	福島ヤクルト販売株式会社	直販営業課長	
20		報道関係	株式会社福島民報社	広告局企画推進部長	
21			株式会社エフエム福島	福島支社長	
22		行政機関等	郡山市	地域保健課技査	
23			福島県教育委員会	健康教育課指導主事	
24		事務局		危機管理部 災害対策課	
25				危機管理部 原子力安全対策課放射線監視室	
26				生活環境部 消費生活課	
27				保健福祉部 健康増進課	
28				保健福祉部 食品生活衛生課	
29				保健福祉部(こども未来局) 子育て支援課	
30				農林水産部 農産物流通課	
31				教育庁 健康教育課	
32				県中保健福祉事務所	
1	広報部会			観光関係	公益財団法人福島県観光物産交流協会
2		報道関係	福島民友新聞株式会社	総務部長	
3			株式会社ラジオ福島	営業局長代理	
4			福島テレビ株式会社	総務部長	
5			株式会社福島中央テレビ	報道制作局次長兼福島報道部長	
6			株式会社福島放送	編成業務部長	
7			株式会社テレビユー福島	取締役総務局長	
8			行政機関等	郡山市	地域保健課管理係長
9		福島県教育委員会		健康教育課指導主事	
10		事務局		保健福祉部 健康増進課	
11				商工労働部(観光交流局) 観光交流課	
12				商工労働部(観光交流局) 県産品振興戦略課	
13				農林水産部 農業振興課	
14				農林水産部 農産物流通課	
15				教育庁 健康教育課	
16		県中地方振興局			

第 11 回食育推進全国大会福島県実行委員会設置要綱（改正後）

（名称）

第 1 条 本会は、第 11 回食育推進全国大会福島県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 実行委員会は、平成 28 年度に開催する第 11 回食育推進全国大会（以下「全国大会」という。）を円滑に開催することを目的とする。

（協議事項）

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- （1）全国大会の総合企画に関すること
- （2）全国大会の開催および運営に関すること。
- （3）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（構成）

第 4 条 実行委員会は、別表 1 に掲げる団体及び組織の役職員をもって構成する。

（役員）

第 5 条 実行委員会に、次の役員を置く。

- 会長 1 名
- 副会長 2 名
- 監事 2 名

- 2 会長は、福島県知事をもって充てる。
- 3 副会長及び監事は、委員の互選により選出する。

（役員職務）

第 6 条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 監事は、会計を監査する。

（任期）

第 7 条 会長、副会長、監事及び委員の任期は、実行委員会が設立された日から第 12 条の規定により解散する日までとする。

（会議）

第 8 条 実行委員会の会議は、会長、副会長、監事及び委員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を議決する。

- （1）実行委員会設置要綱の制定及び変更に関する事項
- （2）全国大会の基本方針に関する事項
- （3）事業計画及び予算に関する事項
- （4）事業報告及び決算に関する事項
- （5）その他必要な事項

- 2 会議は、必要に応じて会長が招集し、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 会議は、会長が議長を務める。
- 4 委員が会議に出席できないときは、委員の所属機関又は団体から代理人を出席させ、又は議決権の行使を委任することができる。

- 5 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 6 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見又は説明を聴くことができる。
- 7 会長が必要と認めるときは、委員に対し、書面により意見を求め、その回答をもって会議の審議に代えることができる。
- 8 前項の規定に関わらず、会長は、緊急を要するときは、会議で審議すべき事項を専決することができる。なお、専決した事項については、次の会議に報告するものとする。

(部会)

第9条 第3条の協議事項を具体的に協議するため、実行委員会の下に部会を設置する。

2 部会は、別表2に掲げる実行委員会に所属する運営責任者・担当者等により構成する。

3 部会に座長を置き、各部会において互選により選出する。

4 部会は、座長が招集し、必要に応じ構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(事務局)

第10条 実行委員会の事務を処理するため、福島県食育推進庁内連絡会議に事務局を設置する。

(経費)

第11条 実行委員会の経費は、負担金及びその他収入をもって充てる。

(解散)

第12条 実行委員会は、第2条の目的を達成した後、速やかに事業報告及び決算報告を行い、解散する。

(残余財産)

第13条 全国大会終了後、残余財産がある場合は、福島県に帰属するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年8月26日から施行する。

2 この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

別表1(第4条関係)

[委員名簿]

No.	職名	区分	所属	役職
1	委員	学校関係	国立大学法人福島大学	行政政策学類教授
2			公立大学法人福島県立医科大学	災害医療総合学習センター副センター長
3			郡山女子大学・短期大学部	学長
4			桜の聖母短期大学	生活科学科食物栄養専攻責任者
5			福島学院大学短期大学部	教授
6			公立大学法人会津大学短期大学部	学部長
7			学校法人永和学園 日本調理技術専門学校	教務部長
8		医療・保健等関係	一般社団法人福島県医師会	常任理事
9			一般社団法人福島県歯科医師会	会長
10			一般社団法人福島県薬剤師会	会長
11			公益社団法人福島県栄養士会	会長
12			一般社団法人福島県歯科衛生士会	会長
13			公益社団法人福島県看護協会	会長
14			公益社団法人福島県食品衛生協会	会長
15			一般社団法人福島県調理師会	会長
16		福島県食生活改善推進連絡協議会	会長	
17		保育・学校関係	福島県国公立幼稚園・こども園長会	会長
18			福島県保育協議会	会長
19			福島県小学校長会	事務局長
20			福島県中学校長会	事務局長
21			福島県高等学校長協会	家庭部会長
22			福島県PTA連合会	会長
23			公益財団法人福島県学校給食会	事務局長
24			福島県学校給食研究会	会長
25		全国栄養教諭・学校栄養職員協議会福島県支部	支部長	
26		農林水産関係	福島県農業協同組合中央会	常務理事
27			福島県漁業協同組合連合会	代表理事会長
28		観光関係	公益財団法人福島県観光物産交流協会	理事長
29		商工関係	福島県商工会連合会	会長
30			福島県商工会議所連合会	会長
31			福島県中小企業団体中央会	会長
32		福島県食育応援企業団	福島ヤクルト販売株式会社	常務取締役
33		報道関係	株式会社福島民報社	代表取締役社長
34			福島民友新聞株式会社	代表取締役社長
35			株式会社時事通信社福島支局	支局長
36			日本放送協会福島放送局	局長
37			株式会社ラジオ福島	代表取締役社長
38			株式会社エフエム福島	代表取締役社長
39			福島テレビ株式会社	代表取締役社長
40			株式会社福島中央テレビ	代表取締役社長
41		株式会社福島放送	代表取締役社長	
42		株式会社テレビユー福島	代表取締役社長	
43		行政機関等	東北農政局	局長
44			福島県市長会	常務理事兼事務局長
45			福島県町村会	事務局長
46			郡山市	市長
47			郡山市教育委員会	教育長
48			福島県教育委員会	教育長
49		福島県	知事	
50	事務局	危機管理部 災害対策課	課長	
51		危機管理部 原子力安全対策課放射線監視室	室長	
52		企画調整部 企画調整課	課長	
53		企画調整部 地域振興課	課長	
54		企画調整部(文化スポーツ局) 文化振興課	課長	
55		生活環境部 消費生活課	課長	
56		保健福祉部 健康増進課	課長	
57		保健福祉部 食品生活衛生課	課長	
58		保健福祉部(こども未来局) 子育て支援課	課長	
59		商工労働部(観光交流局) 観光交流課	課長	
60		商工労働部(観光交流局) 県産品振興戦略課	課長	
61		農林水産部 農業振興課	課長	
62		農林水産部 農産物流通課	課長	
63		教育庁 健康教育課	課長	
64		県中地方振興局	局長	
65		県中保健福祉事務所	所長	

別表2(第9条関係)

[部会名簿]

No.	職名	区分	所属	役職	
1	総務部会	学校関係	国立大学法人福島大学	行政政策学類教授	
2		医療・保健関係	公益社団法人福島県看護協会	会長	
3		商工関係	福島県商工会連合会	事務局長	
4			福島県商工会議所連合会	福島県商工会議所総合企画部次長	
5			福島県中小企業団体中央会	事務局長	
6		行政機関等	福島県市長会	主幹	
7			福島県町村会	総務課長	
8			郡山市	地域保健課長補佐	
9			郡山市教育委員会	学校管理課指導主事	
10			福島県教育委員会	健康教育課指導主事	
11		事務局	企画調整部 企画調整課		
12			企画調整部 地域振興課		
13			保健福祉部 健康増進課		
14			農林水産部 農産物流通課		
15			教育庁 健康教育課		
1	企画部会	学校関係	郡山女子大学・短期大学部	家政科食物栄養専攻教授	
2			桜の聖母短期大学	生活科学科食物栄養専攻准教授	
3			公立大学法人会津大学短期大学部	准教授	
4			学校法人永和学園 日本調理技術専門学校	准教授	
5		医療・保健関係	一般社団法人福島県医師会	常任理事	
6			一般社団法人福島県歯科医師会	理事	
7			一般社団法人福島県薬剤師会	常務理事	
8			公益社団法人福島県栄養士会	会長	
9		保育・学校関係	福島県小学校長会	幹事	
10			福島県中学校長会	庶務	
11			公益財団法人福島県学校給食会	主任栄養技師	
12			福島県学校給食研究会	栄養士部会長	
13			全国栄養教諭・学校栄養職員協議会福島県支部	副支部長	
14		農林水産関係	福島県農業協同組合中央会	組織経営部長	
15			福島県漁業協同組合連合会	専事兼指導部長	
16		観光関係	公益財団法人福島県観光物産交流協会	物産部長兼産品振興課長	
17		福島県食育応援企業団	福島ヤクルト販売株式会社	直販営業課長	
18		報道関係	株式会社福島民報社	広告局企画推進部長	
19			株式会社エフエム福島	福島支社長	
20		行政機関等	郡山市	地域保健課技査	
21			福島県教育委員会	健康教育課指導主事	
22		事務局	危機管理部 災害対策課		
23			危機管理部 原子力安全対策課放射線監視室		
24			生活環境部 消費生活課		
25			保健福祉部 健康増進課		
26			保健福祉部 食品生活衛生課		
27			保健福祉部(こども未来局) 子育て支援課		
28			農林水産部 農産物流通課		
29			教育庁 健康教育課		
30			県中保健福祉事務所		
31			広報部会	観光関係	公益財団法人福島県観光物産交流協会
2		報道関係		福島民友新聞株式会社	総務部長
3	株式会社ラジオ福島			営業局長代理	
4	福島テレビ株式会社			総務部長	
5	株式会社福島中央テレビ			報道制作局次長兼福島報道部長	
6	株式会社福島放送			編成業務部長	
7	株式会社テレビユー福島			取締役総務局長	
8	行政機関等	郡山市		地域保健課管理係長	
9		福島県教育委員会		健康教育課指導主事	
10	事務局	保健福祉部 健康増進課			
11		商工労働部(観光交流局) 観光交流課			
12		商工労働部(観光交流局) 県産品振興戦略課			
13		農林水産部 農業振興課			
14		農林水産部 農産物流通課			
15		教育庁 健康教育課			
16	県中地方振興局				

第11回食育推進全国大会福島県実行委員会設置要綱 新旧対照表

新

旧

附 則

- この要綱は、平成27年8月26日から施行する。
- この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月26日から施行する。

別表1 (第4条関係)

第11回食育推進全国大会福島県実行委員会 事務局 構成員

No.	区分	所 属	役職
50		危機管理部 災害対策課	課長
51		危機管理部 原子力安全対策課放射線監視室	室長
52		企画調整部 企画調整課	課長
53		企画調整部 地域振興課	課長
54		企画調整部 (文化スポーツ局) 文化振興課	課長
55		生活環境部 消費生活課	課長
56		保健福祉部 健康増進課	課長
57		保健福祉部 食品生活衛生課	課長
58		保健福祉部 (こども未来局) 子育て支援課	課長
59		商工労働部 (観光交流局) 観光交流課	課長
60		商工労働部 (観光交流局) 県産品振興戦略課	課長
61		農林水産部 農業振興課	課長
62		農林水産部 農産物流通課	課長
63		教育庁 健康教育課	課長
64		県中地方振興局	課長
65		県中保健福祉事務所	課長

別表1 (第4条関係)

第11回食育推進全国大会福島県実行委員会 事務局 構成員

No.	区分	所 属	役職
50		危機管理部 災害対策課	課長
51		危機管理部 原子力安全対策課放射線監視室	室長
52		企画調整部 企画調整課	課長
53		企画調整部 地域振興課	課長
54		生活環境部 消費生活課	課長
55		保健福祉部 健康増進課	課長
56		保健福祉部 食品生活衛生課	課長
57		保健福祉部 (こども未来局) 子育て支援課	課長
58		商工労働部 (観光交流局) 観光交流課	課長
59		商工労働部 (観光交流局) 県産品振興戦略課	課長
60		農林水産部 農業振興課	課長
61		農林水産部 農産物流通課	課長
62		教育庁 健康教育課	課長
63		県中地方振興局	課長
64		県中保健福祉事務所	課長